

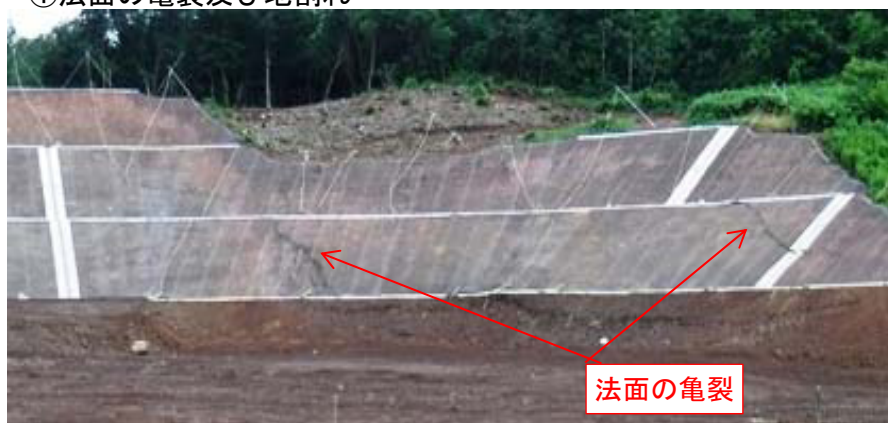
可燃物処理施設造成工事現場における豪雨被害について(平成 30 年 7 月豪雨)

1. 被害状況(7月8日状況確認、写真は後日撮影)

全景



①法面の亀裂及び地割れ



②現場打ち水路倒壊



2. 損害額（請負率（×0.8）及び消費税（×1.08）換算後）

①法面の亀裂及び地割れ	18,592,200 円（崩壊法面の土砂撤去及び法面整形）
②現場打ち水路倒壊	2,741,040 円（倒壊水路撤去及び復旧）
計	21,333,240 円

3. 工事約款29条（不可効力による損害）の適用

（1）概 要

工事目的物の引渡し前に天災等により、工事目的物等に損害が生じたときは、受注者損害による費用の負担を発注者に請求することができる。この場合、発注者は、損害合計額のうち請負代金額の1／100を超える額を負担しなければならない。

$$\text{※契約額 } 693,360,000 \text{ 円} \times 1/100 = 6,933,600 \text{ 円}$$

（2）負担額

	（請負代金額の 1/100）	（残存物評価額等）	（受注者負担額Ⓐ）
■受注者 ・ ・ ・ ・ ・ （大晃工業・プロテクト共同企業体）	6,933,600 円	－	0 円
			= 6,933,600 円
	（損害額）	Ⓐ	（発注者負担額）
■発注者 ・ ・ ・ ・ ・ （東部広域）	21,333,240 円	－	6,933,600 円
			= <u>14,399,640 円</u>